

承認番号

組換えDNA実験結果報告書

平成 年 月 日

確認通知の番号 (注1)	実験の区分 (注2)	物理的封じ込め (注2)	公的経費 (注3)
年 月 号	・微生物・培養細胞を宿主とする実験 <input type="checkbox"/> 未同定DNA実験 <input type="checkbox"/> 同定済みDNA実験 <input type="checkbox"/> 大量培養実験 ・動物を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種 ・植物を用いる実験 <input type="checkbox"/> 作出 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 接種	<input type="checkbox"/> P1 <input type="checkbox"/> LSC <input type="checkbox"/> P2 <input type="checkbox"/> LS1 <input type="checkbox"/> P3 <input type="checkbox"/> LS2 <input type="checkbox"/> P4 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 文科省 科研費 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無

実験実施機関	所在地	(〒)			
	名称				
	代表者の職名・氏名				
課題名					
実験実施期間(注4)		年 月 から 年 月 まで			
実験責任者	所属部局の所在地	(〒)			
	所属機関・部局・職名				
	氏 名	印	TEL	FAX	
		E-mail			
実験場所	所在地	(〒)			
	名称				
実験従事者	氏 名	所属機関・職名	宿主及びその取扱い 経験年数(注5)	組換えDNA実験 経験年数(注6)	
安全委員会	所属部局の所在地				
	委員長	所属機関・部局・職名			
		氏 名			

課 題 名	
実 験 の 目 的	
実 験 の 概 要	

供与体・ベクター・宿主の組み合わせ(注7)							
DNA供与体 (注8)	DNA の種類 (注9)	未同定DNA 実験に係る単 離予定のDN A(注10)	同定済みDN A実験に係る 供与DNA (注11)	ベクター (注12)	宿主 (注13)	封じ込め レベル (注14)	備考

本実験が大臣確認実験とな った事由(注15)	
組換え体の保存の有無及び その保存方法・処分方法	
確認通知に記入された事項 (注16)	
実験の結果(注16)	
その他本実験の安全性評価 に関する見解等(注17)	

報告書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 注 1. 大臣確認を受けた年月及び確認番号を記入すること。
- 注 2. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。
- 注 3. 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。
- 注 4. 実験実施期間を記入すること。
- 注 5. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。なお、宿主が微生物、動物、植物を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。
- 注 6. 組換えDNA実験経験の有無ならびに経験年数を記入すること。
- 注 7. DNA供与体、ベクター、宿主の組み合わせ毎に番号、直線、罫線等でまとめ、相互の関連を明らかにすること。
- 注 8. DNA供与体となる生物の種名又は系統名を記入すること。
- 注 9. ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類を記入すること。
- 注 10. 未同定DNA実験のときに該当。核酸混合物から単離しようとしたDNAの名称を記入すること。
- 注 11. 同定済みDNA実験のときに該当。使用したDNAの名称を記入すること。
- 注 12. ベクターの名称を記入すること。
- 注 13. 宿主の種名又は系統名を記入すること。
- 注 14. 組み合わせ毎に物理的封じ込めレベル及び生物学的封じ込めレベルを記入すること。
- 注 15. 指針第6章及び第7章のどの項目に該当するか記入すること。通知Ⅲの3に基づき「組換えDNA実験指針」（昭和54年8月内閣総理大臣決定）に係る結果報告を行う場合は、同指針の基準を記入すること。
- 注 16. 確認通知において報告事項とされた事項及びその結果を記入すること。通知Ⅲの3に基づき「組換えDNA実験指針」（昭和54年8月内閣総理大臣決定）に係る結果報告を行う場合は記入の必要はない。
- 注 17. 当初の予測と異なる事象の有無、実験従事者の組換えDNA実験に由来すると考えられる健康被害の有無など、実験の安全性を評価するに当たって必要な事項を記入すること。